

議案第2号

柏市都市計画審議会 様

柏都市計画特別緑地保全地区（松ヶ崎特別緑地保全地区）の
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定により、別紙のとおり貴審議会
に付議します。

平成30年 7月 6日提出

柏市長 秋 山 浩 保

柏都市計画特別緑地保全地区の決定（柏市決定）（案）

都市計画松ヶ崎特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
松ヶ崎特別緑地保全地区	約 0.6 ha	都市緑地法第 12 条第 1 項第 3 号イの指定要件。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

当該地は、「柏市緑の基本計画」において骨格の緑として位置づけられ、周辺の豊かな自然と良好な景観を形成する斜面林で、市街地にも隣接していることから市民にとって緑と触れ合える位置にある。この優れた自然景観を形成する斜面林を保全し、住民の健全な生活環境を確保するために指定する。

1 都市計画を定める土地の区域

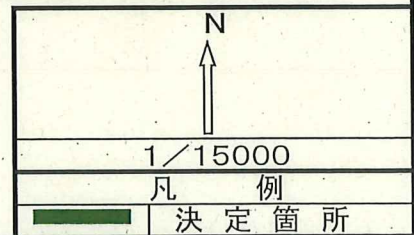
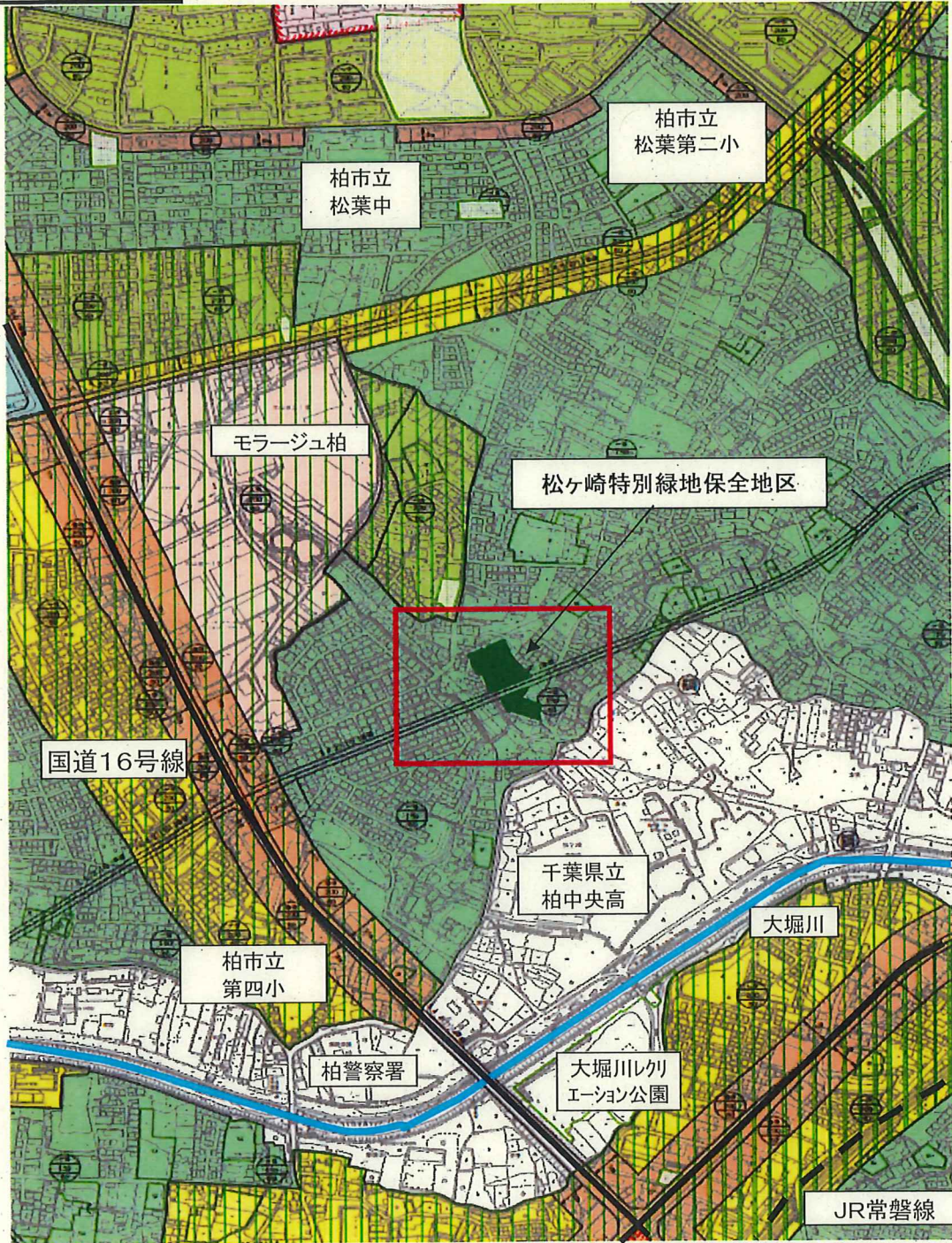
柏市松ヶ崎字大門脇の各一部の区域

2 現況説明書

名 称	土地の沿革	森林法，河川法等による公用制限	環境概要
<p>松ヶ崎特別緑地保全地区</p>	<p>当該地にはシイ，カシなどの良好な樹林を有していることから，柏市緑を守り育てる条例に基づき，昭和51年1月より緑の保護地区として保全してきたものである。また，柏市が「檜所有」を目的に平成30年2月から60年間の地上権を設定し保全を図っているものである。</p>	<p>なし</p>	<p>大堀川周辺にある斜面林で，J・R北柏駅の北西部約1.3kmに位置している。周辺には戸建て住宅が多く建ち並び，北方向には商業施設や市の小中学校，南方向には県立高校，市の小学校が立地している。</p>

柏都市計画特別緑地保全地区の決定について(柏市決定)

位置図



柏都市計画特別緑地保全地区の決定について(柏市決定)

計画図

